

諮問第132号の答申 賃金構造基本統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第132号による賃金構造基本統計調査の変更（令和2年以降に実施する調査の変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

（1）承認の適否

令和元年6月21日付け厚生労働省発政統0621第1号により厚生労働大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「賃金構造基本統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「（2）理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

（2）理由等

ア 報告を求める事項の変更

（ア）調査事項（一部）のプレプリントの実施

本申請では、調査事項のうち、あらかじめ把握可能な「都道府県番号」、「事業所一連番号」、「産業分類番号」、「事業所の名称及び所在地」及び「法人番号」について、プレプリントを実施する計画である。

これについては、報告者負担の軽減に資するものであり、適当である。

（イ）「新規学卒者の初任給額及び採用人員」を把握する調査事項の削除〔事業所票〕

本申請では、図1のとおり、事業所票の「新規学卒者の初任給額及び採用人員」を把握する調査事項を削除し、従来の個人票における各労働者の「最終学歴」、「年齢」、「勤続年数」等を基に新規学卒者に該当すると考えられる者について集計した平均所定内給与額^(注)により代替する計画である。

(注)「きまって支給する現金給与額」から「超過労働給与額」を除いた額であり、「通勤手当」、「精皆勤手当」及び「家族手当」等を含む。

これについては、報告者負担の軽減や調査の効率化に資するものであることから、おおむね適当である。

ただし、従来の個人票による集計結果で代替するに当たっては、調査結果の正確性を高める観点から、図2のとおり、新規学卒者に該当する者を把握する調査事項を追加する必要があることを指摘する。

また、従来の事業所票では、最も多くの新規学卒者に適用されている初任給額（所定内給与額から通勤手当を除いた額）を把握していたのに対し、今後代替することとしている従来の個人票から集計する新規学卒者の所定内給与額は、産業別・事業所規模別に設定される抽出率に基づいて抽出された労働者のうち、新規学卒者に該当する者の通勤手当等を

含んだ平均所定内給与額であり、調査結果に一定の差異が生じることとなることから、調査結果の公表に当たっては、今回の変更内容等について、具体的かつ丁寧な説明を行うとともに、過去の調査結果との比較分析に資するデータを併せて提供する必要があることを指摘する。

さらに、初任給額に係る集計結果の公表時期については、これまで調査実施年の11月下旬に公表されてきたところ、今回、上記のとおり、初任給額の把握方法を変更することに伴い、従来のみまだと個人票に係る結果公表時期である調査実施年翌年の3月と従前より大幅に遅い時期になるため、厚生労働省は、後記（キ）のとおり、事業所票と個人票の統合等により調査業務の効率化を図り、公表時期を上記3月から1か月程度早期化したいとしているものの、統計利用者への影響等をかんがみ、可能な限り、更なる公表の早期化に努める必要がある。

図 1

【現行】

【変更案】

(5) 新規学卒者の初任給額及び採用人員（民営の事業所のみ記入してください。）

① 貴事業所における新規学卒者の初任給額及び採用人員

区 分	男		女	
	初 任 給 額	採用人員	初 任 給 額	採用人員
高 校 卒	方 千 百 円	人	方 千 百 円	人
高 専 ・ 短 大 卒				
大 学 卒	事 務 系			
	技 術 系			
大 学 院 大 修 士 課 程 修 了				



② ①の初任給額の確定状況

1	本年度の初任給額として確定したものである。
2	ベース・アップが決まっていない等のため確定していないものである。

図 2

【統計委員会修正案】

(6)
新 規 学 卒 者
原則、本年3月に卒業等した者に該当する場合のみ記入してください。
1 新規学卒者

(ウ) 労働者の「最終学歴」の選択肢の細分化〔個人票〕

本申請では、従来の個人票における労働者の「最終学歴」を把握する調査事項の選択肢について、図3のとおり、「大学・大学院」を「大学」「大学院」に、「高専・短大」を「高専・短大」「専門学校」に細分化する計画である。

これについては、学歴による賃金水準の差異に関する実態のよりの確な把握に資するものであり、おおむね適当である。

ただし、「最終学歴」については、一般労働者と短時間労働者が同様の属性である場合の賃金比較等において不可欠な情報であり、この比較等の結果は政策の企画立案上の重要なデータとなり得るものであること等から、図4のとおり、一般労働者のみならず、短時間労働者も含めた全ての常用労働者について「最終学歴」を把握するとともに、一部の事業所においては、短時間労働者の「最終学歴」を把握していない場合も想定されることから、「不明」の選択肢を追加する必要があることを併せて指摘する。

図3

【現行】				【変更案】					
(5) 最 終 学 歴				(5) 最 終 学 歴					
(4)就業形態欄の「1一般」に○を付けた労働者についてのみ記入してください。				(4)就業形態欄の「1一般」に○を付けた労働者についてのみ記入してください。					
1	2	3	4	1	2	3	4	5	6
中 学 学 校	高 校	高 短 専 大	大 大 学 学 院	中 学	高 校	専 門 学 校	高 専 ・ 短 大	大 学	大 学 院

図4

【統計委員会修正案】

(5) 最 終 学 歴						
1	2	3	4	5	6	9
中 学	高 校	専 門 学 校	高 専 ・ 短 大	大 学	大 学 院	不 明

(エ) 労働者の「職種番号」(職種区分) 見直し等〔個人票〕

本申請では、従来の個人票における労働者の「職種番号」を把握する調査事項の職種区分等について、図5のとおり、以下の変更を行う計画である。

- ① 職種区分の内容を、職業構造の変化等も踏まえつつ、日本標準職業分類（平成21年12月統計基準設定）との整合性に配慮した職種区分に変更するとともに、その把握対象労働者について、役職者を含めた全労働者に拡大。
- ② 「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」又は「港湾運送業」に属する事業所規模10人以上の事業所を対象に、当該労働者が「生産」又は「管理・事務・技術」のいずれの業務に従事しているかを把握する「労働者の種類」に関する調査事項を削除。

このうち、①については、職務に基づく賃金体系の拡大を背景として、職種別賃金把握のニーズが増加している中で、他の統計調査との比較可能性の向上等に資するものであることからおおむね適当である。

ただし、職種区分のうち、「一般事務従事者」については、該当者が多く、多様な職種が内包されることが想定されることから、日本標準職業分類の小分類単位の区分（企画事務員等）を参考に細分化する必要があることを指摘する。また、報告者が回答するに当たっての分かりやすさや誤回答防止の観点から、各職種区分に該当する職業について、具体的かつ丁寧な説明を行うとともに、統計利用者の利便性に資する観点から、職種区分の新旧の対応表を併せて提供するなどの対応を行う必要があることを併せて指摘する。

他方、②については、①の変更により全労働者の職種区分が把握可能となるため削除するものであり、報告者負担の軽減に資するものであることから、適当である。

図5

【現行】

(8) 労働者の種類		(9) 役職番号	(10) 職種番号				
C鉱業、採石業、砂利採取業、D建設業、E製造業、又はH481港湾運送業で事業所規模10人以上の事業所のみ記入してください。		企業規模100人以上の事業所のみ記入してください。	(9)欄の役職に該当しない労働者について記入してください。				
			(11) 経験年数 他企業での経験も含まれます。				
			1年未満の端数は切り捨ててください。				
1	2		1	2	3	4	5
生	管		1	1	5	10	15
産	理		年	年	年	年	年
	務		未	4	9	14	以
	術		満	年	年	年	上

【変更案】

(8) 役職番号	(9) 職種番号				
事業所規模10人以上の事業所のみ記入してください。					
	(10) 経験年数 事業所規模10人以上の事業所のみ記入してください。他企業での経験も含まれます。				
	1年未満の端数は切り捨ててください。				
	1	2	3	4	5
	1	1	5	10	15
	年	年	年	年	年
	未	4	9	14	以
	満	年	年	年	上

(オ) 「役職番号」及び「経験年数」の調査対象事業所の変更〔個人票〕

本申請では、図6のとおり、従来の個人票における「役職番号」を把握する調査事項の調査対象事業所を「企業規模100人以上の事業所」から「事業所規模10人以上の事業所」に変更するとともに、「経験年数」を把握する調査事項の調査対象事業所を全ての事業所から「事業所規模10人以上の事業所」に変更する計画である。

これらについては、調査対象事業所の範囲について、職種区分のものとの整合性をより高めることにより、職種別結果とのクロス集計を可能とし、労働者の賃金のよりの確な実態把握等に資するものであることから、適当である。

図6

【現行】		【変更案】					
(9) 役職番号	(10) 職種番号	(8) 役職番号	(9) 職種番号				
企業規模100人以上の事業所のみ記入してください。	(9)欄の役職に該当しない労働者について記入してください。	事業所規模10人以上の事業所のみ記入してください。	(10) 経験年数				
	(11) 経験年数 他企業での経験も含まれます。	1年未満の端数は切り捨ててください。	事業所規模10人以上の事業所のみ記入してください。他企業での経験も含まれます。				
	1年未満の端数は切り捨ててください。		1	2	3	4	5
			1	1	5	10	15
			年	5	5	5	年
			未	4	9	14	以
			満	年	年	年	上

(カ) 労働者の「通勤手当」「精皆勤手当」「家族手当」を把握する調査事項の削除〔個人票〕

本申請では、図7のとおり、従来の個人票における労働者の「きまって支給する現金給与額」のうち、「通勤手当」「精皆勤手当」及び「家族手当」（以下「3手当」という。）を把握する調査事項を削除する計画である。

これについては、最低賃金の審議に資することを目的として、特定産業の小規模事業所のみを対象として調査してきたものであるが、これまでの調査結果の利活用状況にかんがみ、引き続き調査する必要性が乏しいため、報告者負担の軽減の観点から本調査事項を削除するものであり、おおむね適当である。

ただし、報告者が回答に当たって紛れが生じないよう、図8のとおり、「きまって支給する現金給与額」の注釈に3手当を含むことを追記する必要があることを指摘する。

【現行】

【変更案】

図7

(15) きまって支給する現金給与額

(超過労働額を含まず) 1か月を超え、3か月以内の期間で算定されるものも含まれます。 (ベース・アップによる5月分以前の差額追給は除きます)	(16) (15)のうち超過労働給与額 時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等	(17) (15)のうち通勤手当 E製造業で事業所規模99人以下の事業所、I卸売業、小売業、K70物品賃貸業、L学術研究、専門・技術サービス業、M宿泊業、飲食サービス業、N生活関連サービス業、娯楽業、P医療、福祉又はRサービス業(他に分類されないもの)で同29人以下の事業所のみ記入してください。	(18) (15)のうち精皆勤手当 通勤労働者に対し、通勤交通費の全額又は一部として支給する手当	(19) (15)のうち家族手当 一定期間の所定労働日において遅刻、早退、欠勤等の事故が一定回数以下の労働者に対し支給する手当	扶養家族を有する労働者に対し支給する手当
	[1 0 0 円 未 満 の 端 数 は 四 捨 五 入 し て く だ さ い 。]				
万 千 百 円	万 千 百 円	万 千 百 円	万 千 百 円	万 千 百 円	万 千 百 円

(14) きまって支給する現金給与額

毎月同じように支給される給与(税込み)で、超過労働給与額を含まず。 1か月を超え、3か月以内の期間で算定されるものも含まれます。	(15) (14)のうち超過労働給与額 時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等
百万 千 円	千 円

図8

【統計委員会修正案】

(15) きまって支給する現金給与額

6月分として算定された給与(税込み)で、 <u>超過労働給与額、通勤手当、精皆勤手当、家族手当等</u> を含まず。 1か月を超え、3か月以内の期間で算定されるものも含まれます。	(16) (15)のうち超過労働給与額 時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等
百万 千 円	千 円

(キ) 調査事項の見直しを踏まえた事業所票と個人票の統合

本申請では、前述の調査事項の削除等やオンライン調査の導入(後述イ参照)を踏まえ、別紙のとおり、従来の事業所票と個人票の統合等を行う計画である。

これについては、報告者の心理的負担の軽減及び調査票の配布・回収や内容審査等の調査業務の効率化に資するものであることから、おおむね適当である。

ただし、上記(ウ)及び(カ)のとおり、「最終学歴」の選択肢区分の細分化及び「きまって支給する現金給与額」の注釈の追加等に伴い、報告者の見やすさや記入のしやすさを考慮してレイアウトを見直す必要があることを指摘する。

イ 報告を求める方法の変更

本申請では、報告を求める方法について、以下の変更を行う計画である。

- ① 新たにオンライン調査を導入するとともに、一括調査^(注)においてのみ可能としていた電子媒体による調査票提出も全面的に可能とするよう変更
- ② 一括調査における調査票の配布・回収・審査業務に加え、一括調査以外の調査におけるオンライン回答又は電子媒体により提出された調査票の審査・照会業務等について民間事業者を活用
- ③ 報告者が希望する場合に、労働者個人に係る調査事項に関し、事業所内の全労働者について回答することを可能とするよう変更

これらについては、報告者の利便性の向上及び統計調査業務の効率化等に資するものであることから、適当である。

(注) 各事業所で労務管理を行っていない又は複数の事業所が調査対象になった企業について、希望すれば、本社等に対して複数の調査対象事業所分の調査用品を厚生労働省から一括して送付し、本社等が、厚生労働省に、調査対象となった事業所分についても一括して報告する方法をいう。

ウ 集計事項の変更

本申請では、調査事項の削除や職種区分の見直しに伴い、削除事項に関連する集計事項の削除・変更及び産業と職種大分類とのクロス集計を行う集計事項等を追加するとともに、精度確保の観点から表章困難な集計事項を削除する計画である。

これについては、政策課題を検討する上での有用な情報を提供するとともに、統計利用者のニーズにも対応するものであることから、おおむね適当である。

ただし、女性活躍推進等、賃金構造のより詳細な分析の必要性が高まっており、更なる統計ニーズに資する観点から、企業規模10人以上の事業所における一般労働者に関する集計事項として、職種大分類別集計について、性別・学歴別・年齢階級別又は性別・雇用形態別・年齢階級別の平均月間所定内給与額、平均年間賞与、期末手当等特別給与額及び労働者数等に係る集計事項を追加する必要があることを指摘する。

2 「諮問第127号の答申 賃金構造基本統計調査の変更について」(平成31年4月26日付け統計委第11号)における今後の課題への対応状況及びこれに係る今後の課題

本調査については、「諮問第127号の答申 賃金構造基本統計調査の変更について」(平成31年4月26日付け統計委第11号)において、①統計利用者への本調査の特徴を含めた情報提供、②個人票における匿名データの提供検討、③調査方法の見直し、公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更、事業所内の全労働者調査の検討について指摘されている。

これらの指摘に対する厚生労働省の対応状況及びそれに対する評価については、以下のとおりである。

(1) 統計利用者への本調査の特徴を含めた情報提供

本課題のうち、毎月勤労統計との比較について、厚生労働省は、「厚生労働統計の整備に関する検討会」(座長：津谷典子 慶應義塾大学経済学部教授)の下に設置した「賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループ」(主査：玄田有史 東京大学社会科学研究所教授)における検討結果を踏まえ、毎月勤労統計調査(厚生労働省が所管する基幹統計調査)と本調査それぞれの個票データを用い、調査対象範囲の整合を図った上で集計・比較を行っているところ

ろであり、その比較結果を踏まえ、前回答申で今後の課題として指摘された両調査で対象となっている同一事業所の個票ベースでの比較を行うとしている。

また、賃金水準に関する類似統計である「職種別民間給与実態調査」（人事院が所管する一般統計調査）及び「民間給与実態統計調査」（国税庁が所管する基幹統計調査）との比較については、人事院及び国税庁と調整の上で、各調査の目的・役割や調査方法等の相違点等について、厚生労働省ホームページに、早期に掲載し、情報提供することを検討するとしている。

これらについては、引き続き、当該取組を推進するとともに、本調査が賃金に関する中心的な統計調査として幅広く利用されている重要な調査であることに鑑み、その検討状況についても、積極的に統計利用者に情報提供を行う必要がある。

（２）個人票における匿名データの提供検討

本調査について、厚生労働省は、本調査が事業所を対象に実施しており、個人票に係る匿名データの提供だけでは利用者の期待に応えることにはならず、事業所票に係る匿名データの提供も合わせて行うことが望ましいとしつつも、事業所を対象にする調査で、現在匿名データの提供を行っている前例がなく、また、事業所票の情報と個人票の情報を合わせることにより、個人及び事業所の特定が可能となることも想定されることから、個人票及び事業所票の匿名データ化の方法や匿名化基準等については、総務省統計研究研修所の支援や有識者の知見を受けつつ、引き続き検討を進め、令和４年度末から提供を開始することを念頭に検討することとしている。

しかしながら、事業所票の匿名データ化についてはこれまで前例がなく、課題が多いとともに、事業所を対象とする他の統計調査とも共通の横断的な課題も想定され、丁寧かつ慎重に検討すべきと考えられる。このため、本課題については、調査票情報の利用制度において必要な分析に応じられるよう、統計研究研修所の支援を受けつつ、統計委員会において一定の結論を得ることとし、厚生労働省は、この検討に積極的に参画しつつ、その結論が得られた後、本調査における匿名データの作成・提供について検討することが必要である。

なお、本調査の匿名データの検討に当たっては、情報を削除することにより匿名化する従前の方法にとらわれず、新たにノイズを加えることにより、報告者を特定できないようにする手法を含め具体的な利活用を考慮した匿名化の方法についても検討することが必要である。

（３）調査方法の見直し、公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更、事業所内の全労働者調査の検討等本課題への対応状況について、厚生労働省は、以下のとおりとしている。

- ① 調査方法の見直し、公表の更なる早期化及び回収率の向上については、前記１（２）イ①のとおり、報告者の利便性の向上等の観点から、オンライン調査の導入や電子媒体による提出を全面的に可能とするよう変更し、回収率向上に資するとともに、前記１（２）ア（キ）のとおり、従来の事業所票と個人票を統合し、調査業務の効率化を図ることに伴い、公表時期を１か月程度早期化するよう努める。
- ② 調査対象職種の見直し及び学歴区分の細分化については、前記１（２）ア（ウ）及び（エ）のとおり、日本標準職業分類と整合性のある職種区分に変更するとともに、学歴区分の選択肢について、「大学・大学院」を「大学」「大学院」に、「高専・短大」を「高専・短大」「専門学校」に細分化するよう変更する。

- ③ 回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更については、母集団となる事業所数に対して有効回答事業所数の割合の逆数を乗じる推計方法に変更し、過去の調査結果との接続性の観点から、平成18年まで遡って新たな推計方法による結果を公表・提供する。
- ④ 事業所内の全労働者に係る調査の検討については、前記1（2）イ③のとおり、報告者が希望する場合に、労働者個人に係る調査事項に関し、事業所内の全労働者について回答することを可能とするよう変更する。
- ⑤ 外国人労働者の「国籍」等の把握及び外国人労働者の「在留資格」に関連した集計事項の充実については、令和元年調査の結果を踏まえ、統計精度の確保等に留意しつつ検討する。

これらのうち、①、②及び④の事項については、前記1（2）のとおり、厚生労働省の対応は、おおむね適当である。

一方、③の労働者数の推計方法の変更については、おおむね適当であるが、推計方法の見直しに伴い生じる調査結果の変動について、結果公表に当たり、統計利用者に混乱が生じないよう、十分かつ丁寧な説明を行うことが必要である。

また、⑤の外国人労働者の「国籍」等の把握及び外国人労働者の「在留資格」に関連した集計事項の充実についても、統計ニーズへの的確な対応等の観点から、引き続き検討を推進する必要がある。

3 その他の今後の課題

本申請による本調査に係る計画の変更では、調査事項については、「新規学卒者の初任給額及び採用人員」を把握する調査事項の削除及び従来の個人票における新規学卒者に該当すると考えられる者について集計した平均所定内給与額による代替、職種区分及び職種の把握対象の変更等、調査方法についても、オンライン調査の導入、一括調査及びオンライン調査における調査票の審査・照会業務等への民間事業者の全面的な活用、労働者数の推計方法の変更等、重要な変更が多数行われることとされている。

このようなことから、厚生労働省は、今回の調査計画の変更等の有効性等について十分な検証を行うとともに、本調査を取り巻く社会経済情勢や利活用ニーズの変化に基づく検討等を行い、これらの結果を踏まえ、適切に調査計画の見直しを行うことが必要である。



この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号
小	大	中

事業所の名称及び所在地並びに法人番号

法人番号

連絡先電話番号 ()-() 番(内線 番)

記入担当者氏名

主要な生産品
の名称又は
事業の内容

(注)個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。マイナンバー(個人番号)の記入はしないでください。

(3) 事業所の雇用形態別労働者数

① 事業所の常用労働者数

区	分		常用労働者数	抽出率	抽出労働者数	抽出労働者数
	正社員・正職員	正社員・正職員以外				
常用労働者	貴事業所において、正社員・正職員とする者	正社員・正職員以外	人	1	人	人
	・期間を定めずに雇われている労働者	常用労働者のうち「正社員・正職員」以外の者	人			
又は						
・1か月以上の期間を定めて雇われている労働者						
をいいます。						
常用労働者計						

個人票の枚数

枚

※ 調査担当者 点検担当者

局 署

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。この調査の対象となった事業所の方々は統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

(新元号) 年 6 月(分)

記入上の注意

- 6月30日現在(給与締切日の定めがある場合には、6月における最終の給与締切日現在)又は6月1日から6月30日までの期間(給与締切日の状況について記入してください)と締切日以前1か月間の状況を記入してください。
- 調査票の記入に当たっては、「調査票記入要領」をよくお読みください。
- 調査票は裏又は裏のボールペンのペンで記入してください。
- 調査票の記入事項で該当区分のあるものは、該当する番号を1つだけ〇で囲んでください。
- ※印欄は記入しないでください。

② 事業所の臨時労働者数

区	分	臨時労働者数	抽出率	抽出労働者数
臨時労働者	常用労働者に該当しない労働者 (日々又は1か月未満の期間を定めて雇われている労働者)	人	1	人

(4) 企業全体の常用労働者数(貴事業所が属する企業全体(本社、支社、工場、営業所等)の常用労働者の総数をいいます。)

1	2	3	4	5	6	7	8
5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	300人～499人	100人～299人	30人～99人	10人～29人	5人～9人

(5) 新規卒業者の初任給額及び採用人員(民営の事業所のみ記入してください。)

① 貴事業所における新規卒業者の初任給額及び採用人員

区分	男		女	
	初任給額	採用人員	初任給額	採用人員
高校	万円	人	万円	人
高専・短大				
大学				
専修学校				
職業能力開発施設等				

1. 新規卒業者とは、原則として本年3月に学校教育法に基づき高校、高専・短大、大学を卒業又は大学院修士課程を修了し修士号を取得した若しくは取得見込みの者をいいます。ただし、大学医学部及び歯学部、専修学校、各種学校(准看護師養成所、看護師養成所等)、職業能力開発施設等の卒業者は除きます。

2. 初任給額は、貴事業所に配属されている新規卒業者について、所定内給与額から通勤手当を除いた額を記入してください。(所定内給与額は、きまつて支給する現金給与額から超過労働給与額(時間外手当、深夜手当、休日手当、宿直手当等)を除いたものです。また、徴点は含みません。)

100円未満の端数は、四捨五入してください。

② ①の初任給額の確定状況

1	本年度の初任給額として確定したものである。
2	ベース・アップが決まっていない等のため確定していないものである。

備考

※ 局 署
記入欄



政府統計

統計法に基づく
基幹統計調査



都道府県番号
事業所一連番号

個人
賃金構造基本統計調査
票



厚生労働省

(新元号) 年6月分

【現行】

この調査票に記入された事項について
統計以外の目的に使ったり、他に
漏らしたりすることはありません。

枚目

Table with columns: (1) 一連番号, (2) 性別, (3) 雇用形態, (4) 就業形態, (5) 最終学歴, (6) 年齢, (7) 勤続年数, (8) 労働者種類, (9) 役職番号, (10) 職種番号, (11) 職歴年数, (12) 日労働時間, (13) 所定内労働時間, (14) 超過労働時間, (15) 超過労働時間, (16) 超過労働時間, (17) 超過労働時間, (18) 超過労働時間, (19) 超過労働時間, (20) 超過労働時間, (21) 在留資格番号, (22) 備考

この調査は、統計法に基づき基幹統計を作成するために行う調査です。報告の義務があり、報告の対象とならなかつた事業所の方々には統計法に基づき報告の義務はありません。資料の提出をお願いする場合には、特に必要がある場合は、資料の提出をお願いいたします。

